

舵 輪



弁護士法人 横浜みなと法律事務所

Vol. 1 2018.June

事務所だより創刊のご挨拶

当事務所は、依頼者の方の「みなと」でありたいと考えております。長くて厳しい人生と言う名の航海の中で、嵐に会った時の避難場所。疲れた船体を修復し、食料や燃料を補充して、再び元気になって大海原へ出航していただくための「みなと」です。

私は、横浜関内にある法律事務所を研鑽を積んだ後、平成19年に横浜駅近くで横浜みなと法律事務所を開設しました。東日本大震災の被災経験から、平成27年に自宅にもほど近い金沢区にある丈夫な横浜テクノタワーホテルのビルに移転しました。この地域は、住宅地と工業地帯が併存しており、一般市民相談から企業法務まで幅広く事件を取り扱ってきた当事務所にふさわしいというのも、理由の一つでした。地域に根付いた町医者ならぬ町弁として皆さまに信頼される法律事務所でありたいと考えております。



代表弁護士 小柳茂秀

末永く、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めまして。私は地元が神奈川県で、現在も県内に住んでおります。弁護士になって今年で4年目になります。いままで様々な事件に携わらせて頂きましたが、特に債権の保全・回収事件を多く経験してきました。

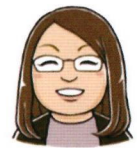
弁護士会では、当事務所代表が副会長を務める民事執行保全懇談会部会に所属し、執行法等の研究をするほか、犯罪被害者支援委員会にも所属して、犯罪被害に遭われた方を支援する業務も行っています。



弁護士 伊藤一志

これからも、法律家として皆様のお役に立てるよう努力を重ねて参りますので、よろしくお願い致します。

これまで数々の事件を取り扱ってまいりましたが、同じ事件は一つとしてありません。そして、依頼者の方にとって、法律事務所に依頼することは常でなく、文字通り「人生の岐路に立たされている」「社運をかけている」からこそ委任されているのだということを、所員一同、常に自覚して、日々の業務に取り組んでおります。



事務局長 須藤

広告

六法

無料法律相談会

平成30年6月～8月 第3木曜日 午後5時～7時

場所：弁護士法人横浜みなと法律事務所 / 最寄駅：産業振興センター（シーサイドライン）徒歩1分

詳しくはHPをご覧ください > www.minato-law.jp

※ 原則として予約制ですが、空きがあれば当日でも可能です。日時の変更も承ります。

お気軽にお電話ください。 ☎ 045-352-7555

事例紹介

～ 事業承継 ～

多くの中小企業は、事業承継で悩んでいます。当事務所がかかわった一つの事例をご紹介します。

ある中小企業の創業者が死亡した後、次男が会社を継ぐことになっていましたが、次男は、健康状態がすぐれず、少し荷が重いと感じていました。また、相続人らの関係は良好ではあるものの遺産相続の問題も絡んでいました。相談を受けた当事務所は、その企業を製造部門と不動産部門に分割し、製造部門を売却し、その売却代金で相続問題を円満に解決するとともに、比較的手間のかからない不動産部門を次男が承継し、療養生活を続けながらも、不動産収入により安定した暮らしを続けています。

通常、弁護士は、契約書・デューディリジェンスの作成、交渉といった業務にかかわりますが、当事務所では、このような通常業務のみならず、当初の売却候補者と価格交渉でとん挫した後、新たな買受け先（一部上場企業）を開拓し、より高い価格で売却することに成功しました。受任してからわずか7カ月での解決でした（代表弁護士は、経営革新等支援機関に認定されています）。

豆知識

～ 正しい遺言書の書き方 ～

先日、ある地域団体からの依頼で、市民向けの無料講習会を開催しました。頼まれた演題は、「遺言書」でした。自分で遺言書を作成する際、よく言われる形式面、例えば、全て自筆とし、捺印と日付を忘れないように注意することはもちろんですが、先ず「誰のために作るのか」という目的をしっかりと見定める必要があります。そして、その目的のためには、どのような内容にするべきかをじっくり考えることです。意外と見落としがちなのは、死亡後にその目的を実現するためにはどうするのかといった視点です。難解な遺言執行事件を経験してきたからこそ、正しい遺言書を書くことは容易ではないとしみじみ思います。単純な内容でない限り、自分の思いを実現するために、また残された家族のためにも、弁護士に相談の上、公正証書遺言とすることをお勧めします。（なお、代表弁護士は、大学や専門学校で講師を務めた経験もあり、ご要望内容に応じて、なじみにくい法律を分かりやすく解説いたします。お気軽にお声かけください。）

～ 編集後記 ～ 紙面には収まりきれませんでした。事務所内では、事件解決に向けて日々たくさんの情報収集をしています。法律の豆知識をお届けできるよう、これからも事務所便りを定期的に発行いたしますので、よろしくお願い致します。



編集員 松下



神奈川県弁護士会所属
弁護士法人 **横浜みなと法律事務所**
☎ 045-352-7555
横浜市金沢区福浦1-1-1
横浜金沢ハイテクセンター13階E
シーサイドライン 産業振興センター駅 徒歩1分

- ◆ 民事：契約、企業法務、交通事故、家族、相続、労働
- ◆ 刑事：被害者参加
- ◆ 行政 ◆ 税務（税理士在籍）
- ◆ 海難（海事補佐人在籍）